

別表第3（変更前・後 削除）：東京都市計画世田谷西部地域  
上祖師谷・給田地区地区整備計画

別表第3

改正後					改正前				
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号					○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号				
別表第3（第4条—第6条関係）					別表第3（第4条—第6条関係）				
地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ
		建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度			建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度
(削除)					東京都市計画世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区整備計画	地区整備計画の区	10分の8。ただし、次の場合は、この限りでない。	10分の4。ただし、次の場合は、この限りでない。	100㎡。ただし、次の場合は、この限りでない。
							(1) 建築物の敷地に接する区画道路（計画書に示す区画道路をいう。以下この表において同じ。）又は都市計画	(1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分が道路として整備された当該敷地に建築する場	(1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分が道路として整備された当該敷地に建築する場

改正後						改正前							
										道路(都市 計画法第 11条第1 項の規定 により都 市計画施 設として 定められ た道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。)の部 分(建築物 の敷地が 2以上の 区画道路 及び都市 計画道路 に接する 場合は、そ れぞれの 区画道路 及び都市 計画道路 の部分と する。以下 この表に	合	合	

改正後						改正前					
									<p>において同 じ。)が道 路として 整備され た当該敷 地に建築 する場合</p> <p>(2) 道路 の築造を 伴う開発 行為につ いて、都市 計画法第 36条第3 項の規定 による工 事が完了 した旨の 公告(以下 この表に おいて「工 事完了の 公告」とい う。)のあ った区域 に建築す る場合</p> <p>(3) 次の</p>	<p>(2) 道路 の築造を 伴う開発 行為につ いて、工事 完了の公 告のあっ た区域に 建築する 場合</p> <p>(3) 土地</p>	<p>(2) 道路 の築造を 伴う開発 行為につ いて、工事 完了の公 告のあっ た区域に 建築する 場合</p> <p>(3) 土地</p>

改正後							改正前						
										<p>公告のあった区域（以下この表において「土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域」という。）に建築する場合（建築物の敷地が当該区域に係る事業計画に定められた公共施設としての道路（以下この表において「土地区画整理道路」という。）に接する場合</p>	<p>区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合（建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。</p>	<p>区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合（建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。</p>	

改正後						改正前						
									又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合には、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に	この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	

改正後						改正前								
										算入しないものとする。)				
										ア 土地				
										区画整理法第				
										9条第				
										3項の				
										規定に				
										よる土				
										地区画				
										整理事				
										業の施				
										行につ				
										いての				
										認可の				
										公告及				
										び同法				
										第10条				
										第3項				
										の規定				
										による				
										事業計				
										画の変				
										更につ				
										いての				
										認可の				
										公告				

改正後							改正前										
											イ 土地 区画整 理法第 21条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理組 合の設 立につ いての 認可の 公告及 び同法 第39条 第4項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の 公告						
											ウ 土地 区画整 理法第						

改正後						改正前							
										51条の 9第3 項の規 定によ る土地 区画整 理事業 の施行 につい ての認 可の公 告及び 同法第 51条の 10第2 項の規 定によ る事業 計画の 変更に ついて の認可 の公告 エ 土地 区画整 理法第 55条第 9項及			



改正後						改正前							
										び第69 条第7 項の規 定によ る事業 計画の 決定の 公告並 びに同 法第55 条第13 項及び 第69条 第10項 の規定 による 事業計 画の変 更の公 告 オ 土地 区画整 理法第 71条の 3 第11 項の規 定によ る施行			

改正後						改正前							
									規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告				
備考						備考							
1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。						1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。							
2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。							